

著作物の利用規定

この文書では、本サイトの著作物の利用に関して規定を定めています。本サイトの著作物をご利用される方は必ずお読みください。

この利用規定は、本サイトの著作者が自身の複数の社会運動用として作成したものです。各運動の著作物に対して汎用性を持つものとして作成していますが、提案内容によっては、部分的に文意がそぐわない場合があるかもしれません。不明な点がございましたら、遠慮なくご連絡ください。

【もくじ】

1.定義	16.翻訳物の改変公表
2.著作権の帰属	17.翻訳物の独創的な改作の公表
3.引用	18.翻訳物を使用した資金集め活動
4.配布	19.翻訳物を使用した署名活動
5.転載	20.報告の義務
6.改変公表	21.出所の明示方法
7.独創的な改作の公表	22.利用の許諾
8.資金集め活動	23.同意
9.署名活動	24.利用の責任
10.転載および署名活動を許諾する場合と条件	25.違反对応
11.翻訳の公表	26.準拠法および裁判管轄
12.翻訳物の利用	27.著作物の利用料
13.翻訳物の配布	28.規定外の利用
14.翻訳物の転載	29.規定の改定
15.重訳および別訳の公表	30.本規定についてのお問い合わせ

【1.定義】

- 1.この文書において「本著作物」とは、本サイトの著作物(文章、図表、デザイン)のことを言います。
- 2.この文書において「本運動」とは、本著作物の提案内容を実現するための運動で、本著作物の著作者(本サイトの運営者)が推進する運動を言います。
- 3.この文書において「原著作物」とは、翻訳や改変、改作の元になった本サイトの著作物のことを言います。
- 4.この文書において「本翻訳物」とは、本サイトの著作物を翻訳した物のことを言います。また、重訳や別訳した物と改変した物、翻訳しつつ改変した物を含みます。
- 5.この文書において「翻訳者」とは、本サイトの著作物の翻訳物を作成し公表した者のことを言います。また、次の2者も含みます。

- (1)本翻訳物をもとにその改変物を作成し公表した者

著作物の利用規定

(2)本翻訳物を翻訳しつつ改変し、その改変物を公表した者

6.この文書において「本文書」とは、この「著作物の利用規定」のことを言います。

【2.著作権の帰属】

本著作物(文章、図表、デザイン)の著作者は吉田喜源治です。本著作物の著作権は吉田喜源治に帰属します。吉田喜源治は本著作物の著作権を放棄していません。

【3.引用】

- 1.本サイトの文章と図表は引用することができます。
- 2.ただし、以下の条件を守った上で行ってください。
 - 引用部分とそれ以外の部分をはっきりと区別する。
 - 一字一句変更しない。
 - 出所を明示する。(明示方法は下記【21.出所の明示方法】を参照。)

【4.配布】

- 1.本著作物は印刷して配布することはできません。
- 2.ただし、勉強会や討論会などにおいて、資料として参加者へ配ることはできます。
- 3.ただし、配布物に出所を明示してください。(明示方法は下記【21.出所の明示方法】を参照。)

【5.転載】

- 1.本著作物は転載することはできません。
- 2.ただし、例外として許諾する場合があります。その場合と条件については【10.転載および署名活動を許諾する場合と条件】をご参照ください。

【6.改変公表】

- 1.本著作物は改変して公表することはできません。※
 - 2.ただし、日本語以外の言語を使用して、日本国以外の国や地域において、本著作物の提案内容を実現することを目的に、その国や地域の事情に合わせて、言葉や説明のしかたを変えて表現することはできます。(この場合については、翻訳物の改変として扱いますので、本文書の【16.翻訳物の改変公表】をご参照ください。)
- ※ここでの「改変」とは、本著作物の言葉や言い方をたんに変更しただけの場合や内容を少し作り変えただけの場合を意味します。

【7.独創的な改作の公表】

- 1.上記【6.改変公表】は、「独創的な改作の公表」を禁止するものではありません。つまりは、本著作物は、その内容を批判的かつ創造的に改作し、改作者自身の著作物として公表することができます。

著作物の利用規定

2.ただし、以下の条件を守った上で行ってください。

- 本著作物の表題(提案名)と同一の表題または類似する表題をつけない。
- 本著作物の内容との相違点を明示する。**※1**
- 本著作物を参考資料として明示する。(明示方法は下記【21.出所の明示方法】を参照。)**※2**

3.また、独創的な改作を公表する場合は、できましたら以下のことを本著作物の著作者に対して、ご連絡くださるようお願いいたします。

- ①公表したウェブページの URL、または、公表した出版物の名称(雑誌などの場合は号数等も含む。)
- ②改作者名

※1 なお、本著作物に対して批判的ではなく創造性も乏しく、内容を少し変更しただけである場合は、模倣と見なし、著作権の侵害と判断する場合があります。

※2 改作物において、相違点を明示する文章に添えて記載するか、または、相違点を明示する文章の注として記載してください。

【8.資金集め活動】

本著作物を使用して、募金活動を行うことはできません。たとえ善意からであっても行うことはできません。

【9.署名活動】

- 1.本著作物を使用して、本サイトの署名活動とは別に、署名活動を行うことはできません。たとえ善意からであっても行うことはできません。
- 2.ただし、例外として許諾する場合があります。その場合と条件については【10.転載および署名活動を許諾する場合と条件】をご参照ください。

【10.転載および署名活動を許諾する場合と条件】

転載または署名活動を例外として許諾する場合があります。その場合に該当するかどうかは以下の手順に従って確認してください。また、転載または署名活動を行う場合は、下記の条件に従った上で行ってください。

<手順>

[1]インターネット上に公式サイトが存在するか確認する。

- a.ある。→[3]へ
- b.ない。→[2]へ

[2]著作者が管理する他のウェブページ**※1** があるか確認する。

- a.両方ある。→[3]へ
- b.両方ない。→[A]へ

[3]著作者に問い合わせを行う。**※2**

- a.返信あり。
 - a1.運動が継続中で、許諾を得られなかった。→[B]へ
 - a2 運動が廃止になっており、許諾を得られた。→[A]へ

著作物の利用規定

b.返信なく、90 日が経過した。→[A]へ

[A]可

[B]不可

※1「他のウェブページ」とは吉田喜源治の公式サイト、吉田喜源治のブログ、他の社会運動の公式サイトなどです。

※2 連絡手段は、「問い合わせフォーム」を使用してください。

＜転載の条件＞

- 著作者名を表示する。
- 転載部分とそれ以外の部分をはっきりと区別する。
- 一字一句変更しない。（著作物の途中に、注や転載者の考えを挿入することは可能です。）
- 転載部分については、著作権(財産権)の保有を主張しない。※

※転載の許諾は著作権(財産権)を譲渡するものではありません。

＜署名活動の条件＞

- あらかじめ署名の利用目的を明示し、他の目的のために使用しない。
- 署名の集約に協力する。

【11.翻訳の公表】

1.本サイトの著作物は翻訳して公表することができます。

2.ただし、以下の条件を守った上で行ってください。

- 出所を明示する。（明示方法は下記【21.出所の明示方法】を参照。）
- 他者が翻訳物を利用することに対して使用料を要求しない。
- 他者が本文書の規定に則り翻訳物を利用することを承諾する。
- 翻訳者自身が翻訳物を利用する場合は本文書の規定に従う。
- 表題と本文の間、または、本文の直後に、翻訳物を利用するに当たっては本文書の規定に従わなければならないということを意味する文章を明示する。

【12.翻訳物の利用】

本翻訳物は、本文書の規定に従うことを条件に、利用することができます。

【13.翻訳物の配布】

1.本翻訳物は印刷して配布することができます。

2.ただし、配布物に出所を明示してください。（明示方法は下記【21.出所の明示方法】を参照。）

【14.翻訳物の転載】

1.翻訳者は、自身の翻訳物を、一度公表した場所以外の場所において、転載することができます。

2.また、翻訳者以外の者は、公表された本翻訳物を転載することができます。

著作物の利用規定

3.ただし、翻訳者であれ翻訳者以外の者であれ、以下の条件を守った上で行ってください。

- 出所を明示する。(明示方法は下記【21.出所の明示方法】を参照。)
- 他者が本文書の規定に則り転載部分を利用することを承諾する。
- 本翻訳物に記載された、本翻訳物を利用するに当たっては本文書の規定に従わなければならないということを意味する文章を明示する。

【15.重訳および別訳の公表】

1.本翻訳物は、他の言語に翻訳することができます。

2.また、本翻訳物は、これと同じ言語で別の翻訳物を作成することもできます。つまりは、先に公表された翻訳物に誤訳などの問題がある場合、その翻訳物の翻訳者以外の他者が、その翻訳物の言語と同じ言語を使用して、新たに別の翻訳を作成し、これを公表することができます。

3.ただし、重訳であれ別訳であれ、以下の条件を守った上で行ってください。

- 出所を明示する。(明示方法は下記【21.出所の明示方法】を参照。)
- 他者が重訳または別訳を利用することに対して使用料を要求しない。
- 他者が本文書の規定に則り重訳または別訳を利用することを承諾する。
- 翻訳者が自身の重訳または別訳を利用する場合は本文書の規定に従う。
- 表題と本文の間、または、本文の直後に、重訳または別訳を利用するに当たっては本文書の規定に従わなければならないということを意味する文章を明示する。

【16.翻訳物の改変公表】

{原著作物を翻訳しつつ改変し、翻訳のほうは公表せず、改変物のみ公表する場合は、以下の「本翻訳物▲」を「原著作物」と読みかえてください。}

1.本翻訳物▲は、改変して公表することができます。つまりは、提案を実現したい国や地域の事情に合わせて、本翻訳物▲の言葉や説明のしかたを変えて表現することができます。

2.ただし、以下の条件を守った上で行ってください。

- 改変物が本翻訳物▲を改変した物であることをはっきりと明示する。
- 改変物を他者が配布、転載、翻訳することを禁止しない。
- 原著作物の著作者を含む他者が、改変物における改変点を取り入れて、原著作物または本翻訳物を改訂、改変、改作し、公表することを禁止しない。
- 本翻訳物▲と改変物を区別できるよう、改変物には別の表題をつける。✖
- 出所を明示する。(明示方法は下記【21.出所の明示方法】を参照。)
- 他者が改変物を利用することに対して使用料を要求しない。
- 他者が本文書の規定に則り改変物を利用することを承諾する。
- 改変者が自身の改変物を利用する場合は本文書の規定に従う。
- 表題と本文の間、または、本文の直後に、改変物を利用するに当たっては本文書の規定に従わなければならないということを意味する文章を明示する。

著作物の利用規定

※改変物の表題に本翻訳物▲の表題を使用してもかまいませんが、この場合は、副題をつけて改変物と本翻訳物▲を区別できるようにしてください。

【17.翻訳物の独創的な改作の公表】

{原著作物を翻訳しつつ改作し、翻訳のほうは公表せず、改作物のみ公表する場合は、以下の「本翻訳物▲」を「原著作物」と読みかえてください。}

- 1.本翻訳物▲は、その内容を批判的かつ創造的に改作し、改作者自身の著作物として公表することができます。
- 2.ただし、以下の条件を守った上で行ってください。
 - 本翻訳物▲と改作物を区別できるよう、改作物には別の表題をつける。
 - 本翻訳物▲を参考資料として明示する。(明示方法は下記【21.出所の明示方法】を参照。)
 - 本翻訳物▲の内容との相違点を明示する。
- 3.また、改作物を公表する場合は、できましたら、以下のことを本著作物の著作者に対して、ご連絡くださるようお願いいたします。
 - ①公表したウェブページの URL、または、公表した出版物の名称(雑誌などの場合は号数等も含む。)
 - ②改作者名

【18.翻訳物を使用した資金集め活動】

- 1.本翻訳物を使用して、資金集め活動を行うことができます。※
- 2.ただし、以下の条件を守った上で行ってください。

<資格>

- すでに本翻訳物の提案内容を実現するための署名活動を行っている者に限る。

<情報公開>

- 収支表を作成し、その内容をすべて公開し、常時インターネットで閲覧できるようにする。
- 収支表は月ごとのものと年ごとのものを作成する。
- 収支表の内容は例外なく完全に明瞭に記載し、領収証等の証拠を添付する。
- 資金集め活動をはじめる前に、資金の使用の終了時点と残余金の処理方法をウェブサイトで公表し、資金集め活動中は常時これを公開し続ける。

※本著作物の著作者は、本翻訳物の利用者が行う資金集め活動に対しては、一切責任を負いません。

【19.翻訳物を使用した署名活動】

- 1.本翻訳物を使用して、署名活動を行うことができます。
- 2.ただし、以下の条件を守った上で行ってください。
 - 日本国以外の地域で実現することを目的とする。または、原著作物の提案が、世界的に実現すること、あるいは、国際間で実現することを目指している場合とする。
 - あらかじめ署名の利用目的を明示し、他の目的のために使用しない。

著作物の利用規定

- 署名の集約に協力する。

【20.報告の義務】

- (1)翻訳の公表
- (2)本翻訳物の転載
- (3)重訳または別訳の公表
- (4)翻訳物の改変公表(原著作物を翻訳しつつ改変し、改変物のみを公表する場合も含む。)

以上の利用を行う場合は必ず原著作物の著作者に対し次のことを行ってください。

公表後 24 時間以内に、本サイトの問い合わせフォームより、下記の事項を報告する。

<(1)翻訳の公表の場合>

- ①公表したページの URL または出版物の名称(雑誌等の場合は号数等も含む)
- ②翻訳者名

<(2)翻訳物の転載の場合>

- ①公表したページの URL または出版物の名称(雑誌等の場合は号数等も含む)
- ②転載者名(公表者名)
- ③元の本翻訳物が公表されていたページの URL または出版物の名称(雑誌等の場合は号数等も含む)
- ④翻訳者名

<(3)重訳または別訳の公表の場合>

- ①公表したページの URL または出版物の名称(雑誌等の場合は号数等も含む)
- ②翻訳者名
- ③元の本翻訳物が公表されていたページの URL または出版物の名称(雑誌等の場合は号数等も含む)
- ④元の本翻訳物の翻訳者名

<(4)翻訳物の改変公表の場合>※

- ①公表したページの URL または出版物の名称(雑誌等の場合は号数等も含む)
- ②改変者名
- ③元の本翻訳物が公表されていたページの URL または出版物の名称(雑誌等の場合は号数等も含む)
- ④元の本翻訳物の翻訳者名

※改変者が原著作物を翻訳しつつ改変し改変物のみを公表した場合は③と④の報告はいりません。

{何らかの事情で本サイトの問い合わせフォームが使用できない場合、それが利用者側の問題が原因でないならば、上記規定の問い合わせフォームを使用する報告と連絡は免除されます。「利用者側の問題」とは、利用者のネット環境の不備や不具合のことです。}

【21.出所の明示方法】

出所を明示する場合は、以下の方法に従ってください。

- 明示内容は、①本サイトの表題(提案名)、②著作者名、③ページの URL を含むものとする。
- 翻訳物の利用の場合は次の事項を明示する。

著作物の利用規定

①原著物の表題、②原著物の著作者名、③本サイトの URL

④本翻訳物の表題、⑤翻訳者名、⑥本翻訳物の公表場所(URL、印刷物の名称等)※

●文字の大きさは、利用者の著作物における本文と同じ大きさとする。

●文字の色は、利用者の著作物において、はっきりと認識できるものとする。

※翻訳の公表と翻訳物の利用の場合は①と②はローマ字表記でかまいません。

【22.利用の許諾】

1.この規定に従うことを条件に、本著作物および本翻訳物を利用することができます。

2.なお、本翻訳物を利用するさいは翻訳者の許諾を得る必要はありません。

【23.同意】

本サイトの著作物を利用した場合は、その事実をもって、本規定の全条項(補足説明部分を含む)に同意したものと見なします。

【24.利用の責任】

本サイトの著作物を利用することで発生した問題については本サイトの著作物の著作者は一切責任を負いません。

【25.違反对応】

本規定に違反する者に対しては、何らの通告なしに、以下の対応を行う場合があります。

- 著作権の侵害として民事訴訟を起こす。
- 著作権の侵害として刑事告訴する。
- 偽計業務妨害として刑事告訴する。
- 公衆に注意喚起文を公表する。
- その他、違反行為を中止させるための合法的手段を実行する。

【26.準拠法および裁判管轄】

1.この「著作物の利用規定」の準拠法は日本法です。

2.本著作物の利用をめぐる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【27.著作物の利用料】

1.本サイトの著作物の利用は無料です。

2.また、本翻訳物も無料で利用することができます。

【28.規定外の利用】

この「著作物の利用規定」に記載のない利用を行う場合は事前にご相談ください。ご相談は本サイトの問い

著作物の利用規定

合わせフォームよりお願いいたします。

【29.規定の改定】

本規定は改訂することがあります。本サイトの著作物をご利用のさいには、必ず直前に最新の規定をご確認ください。

【30.本規定についてのお問い合わせ】

ご不明な点またはご希望がございましたら、本サイトの問い合わせフォームよりご連絡ください。

Copyright © 2019 吉田喜源治. All rights reserved.

2020/04/15 改訂